

○信書便法に基づく規律・諸手続一覧

	規律・諸手続	根拠規定 (括弧内は特定信書便事業に係る規定)	一般信書便事業	
			一般信書便役務	任意の役務
事業の許可・継承・休廃止	事業の許可	法第6条(法第29条)	○	○
	許可の申請	法第7条(法第30条)	○	○
	欠格事由	法第8条(法第34条で準用)	○	○
	許可の基準	法第9条(法第31条)	○	○
	氏名・名称及び住所等の変更の届出	法第10条(法第34条で準用)	○	○
	事業計画の遵守	法第11条(法第34条で準用)	○	○
	事業計画の変更の認可	法第12条第1項(法第34条で準用)	○	○
	事業計画の変更の届出	法第12条第3項(法第34条で準用)	○	○
	事業の譲渡譲受の認可	法第13条第1項(法第34条で準用)	○	○
	法人の合併及び分割の認可	法第13条第2項(法第34条で準用)	○	○
	相続の認可	法第14条(法第34条で準用)	○	○
	事業の休廃止の許可	法第15条第1項	○	○
	法人の解散決議等の認可	法第15条第2項	○	○
	事業の休廃止の届出	(法第32条)	—	—
業務	料金の事前届出	法第16条	○	—
	信書便約款の認可(設定・変更)	法第17条(法第33条第1項)	○	○
	料金等の掲示等義務	法第18条	○	○(料金を除く)
	一般信書便役務の提供義務	法第19条第1項	○	—
	届出料金によらない役務の提供禁止	法第19条第2項	○	—
	信書便約款によらない役務の提供禁止	法第19条第2・3項(第3項を法第34条で準用)	○	○
	信書便物であることの表示義務	法第20条(法第34条で準用)	○	○
	還付できない信書便物の措置	法第21条(法第34条で準用)	○	○
	信書便管理規程の認可(設定・変更)	法第22条(法第34条で準用)	○	○
	業務の委託の認可	法第23条(法第34条で準用)	○	○
	他事業者との協定・契約の認可	法第24条(法第34条で準用)	—	○
	外国事業者との協定・契約の認可	法第25条(法第34条で準用)	○	○
	監督	事業計画の遵守命令	法第26条(法第34条で準用)	○
事業計画・信書便約款等の変更命令		法第27条第1号(法第34条で準用)	○	○
料金の変更命令		法第27条第2号	○	—
その他の改善命令		法第27条第3号(法第34条で準用)	○	○
事業停止の命令・許可の取消し		法第28条(法第34条で準用)	○	○
雑則	報告の徴収・立入検査	法第37条	○	○
	報告書の提出(事業報告書)	法第37条・規則第41条	○	○
	報告書の提出(事業実績報告書)	法第37条・規則第41条	○	○
	事業開始の届出	法第41条・規則第48条第1項第1号	○	○
	事業譲渡・法人合併等の終了の届出	法第41条・規則第48条第1項第2号	○	○
	休止していた事業の再開の届出	法第41条・規則第48条第1項第3号	○	○
	業務委託の廃止の届出	法第41条・規則第48条第1項第4号	○	○
	協定・契約の廃止の届出	法第41条・規則第48条第1項第5号	—	○
	事業計画の遵守命令の実施の届出	法第41条・規則第48条第1項第6号	○	○
	役員又は社員の変更の届出	法第41条・規則第48条第1項第7号	○	○

特定信書便事業 特定信書便役務	様式・記載事項	手続の時期
○	—	
○	様式第1～3、第18【P.78～81、P.96】	事前に
○	—	
○	—	
○	様式第4【P.82】	遅滞なく
○	—	
○	様式第5【P.83】	事前に
○	様式第6【P.84】	遅滞なく
○	様式第7【P.85】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第8【P.86】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第9【P.87】	被相続人の死亡後60日以内に認可を受けなければならない
—	様式第10【P.88】	事前に
—	様式第11【P.89】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第19【P.97】	休止(廃止)から30日以内に
—	様式第12【P.90】	実施予定日の30日前までに
○	様式第13【P.91】	事前に
—	—	
—	—	
—	—	
○	—	
○	—	
○	—	
○	様式第14【P.92】	事前に
○	様式第15【P.93】	事前に
○	様式第16【P.94】	事前に
○	様式第17【P.95】	事前に
○	—	
○	—	
—	—	
○	—	
○	—	
○	—	
○	様式第20【P.98～99】	毎事業年度経過後100日以内に
○	様式第21【P.100～101】	毎年7月10日までに
○	次に掲げる事項を記載して提出 ・氏名等 ・届出事項 ・届出事由発生日	遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○	代表権を有する役員の変更は遅滞なく、その他の役員は前年7月1日から6月30日までの変更について毎年7月31日までに	